

令和3年度 第2回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1 出産育児一時金の額の改正について	1 頁
--------------------	-----

1 出産育児一時金の額の改正について

(1) 出産育児一時金及び産科医療補償制度とは

ア 出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が出産したときの経済的負担を軽減するために一定の金額が支給される制度で、その支給額については、条例で規定している。

イ 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担の補償、脳性麻痺発症の原因分析と再発防止、医療事故での紛争の防止・早期解決を図るための制度で、その支給額（掛金）については、出産育児一時金の加算額として規則で規定している。

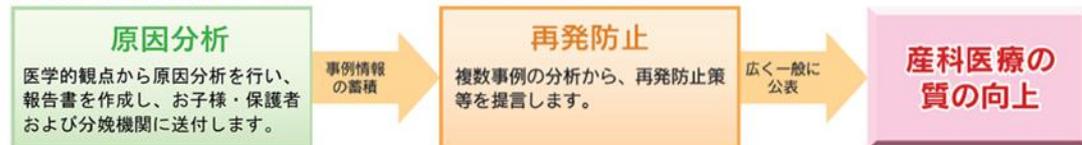
補償の仕組み



- ※ 1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。
- ※ 2：運営組織にて補償対象と認定されますと、運営組織が加入分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われます。

- ◎この制度は分娩機関が加入する制度です。
- ◎加入分娩機関で出産された場合（22週以降の分娩）には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

原因分析・再発防止の機能



◎原因分析・再発防止は、保険者から支給される掛金等で運営されています。

(2) 改正の概要

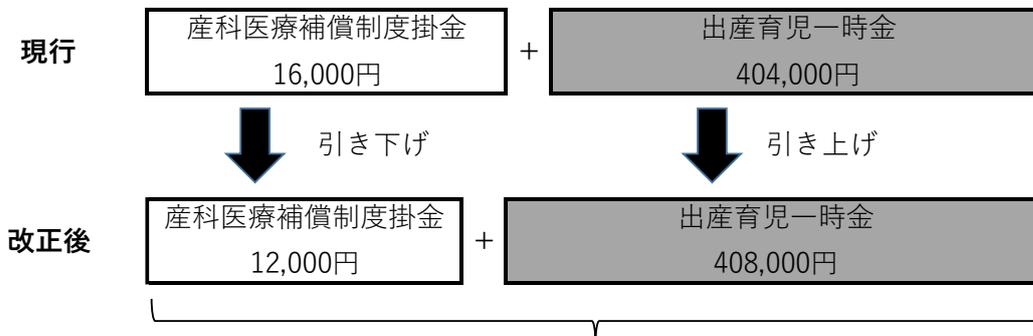
産科医療補償制度の掛金及び出産育児一時金の額

現行

- ・ 出産育児一時金基本額 404,000 円
- ・ 産科医療補償制度掛金 16,000 円 合計 420,000 円

改正後

- ・ 出産育児一時金基本額 408,000 円
- ・ 産科医療補償制度掛金 12,000 円 合計 420,000 円



少子化対策の観点から、合計42万円を維持

(3) 「稲沢市国民健康保険条例」及び「稲沢市国民健康保険規則」の一部改正(案)について

別添「新旧対照表」のとおり

(4) 県下の出産育児一時金の状況について

別添「出産育児一時金の県下の状況一覧表」のとおり

— 参考 —

産科医療補償制度の補償対象範囲の改正

現行

・一般審査

出生体重が1,400g以上であり、かつ、在胎週数が32週以上であること

・個別審査

在胎集数が28週以上であること

所定の低酸素状況の要件を満たすこと

改正後

・在胎週数が28週以上であること

新旧対照表

稲沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

現 行	改 正 後
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の稲沢市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。</p>

稲沢市国民健康保険規則の一部を改正する規則（案）

現 行	改 正 後
<p>（出産育児一時金の加算）</p> <p>第9条の2 条例第7条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1万6,000円</u>を加算する。</p>	<p>（出産育児一時金の加算）</p> <p>第9条の2 条例第7条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1万2,000円</u>を加算する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の稲沢市国民健康保険規則の規定は、この規則の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。</p>

出産育児一時金の県下の状況一覧表

市町村名	出産育児一時金	産科医療補償制度分	合計	備考
名古屋市	404,000円	16,000円	420,000円	
稲沢市	404,000円	16,000円	420,000円	
豊橋市	404,000円	16,000円	420,000円	
岡崎市	404,000円	16,000円	420,000円	
一宮市	404,000円	16,000円	420,000円	
瀬戸市	404,000円	16,000円	420,000円	第一子の場合は50万円（支給条件有）
半田市	404,000円	16,000円	420,000円	
春日井市	404,000円	16,000円	420,000円	
豊川市	404,000円	16,000円	420,000円	
津島市	404,000円	16,000円	420,000円	
碧南市	404,000円	16,000円	420,000円	
刈谷市	404,000円	16,000円	420,000円	
豊田市	404,000円	16,000円	420,000円	
安城市	404,000円	16,000円	420,000円	
西尾市	404,000円	16,000円	420,000円	
蒲郡市	404,000円	16,000円	420,000円	
犬山市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
常滑市	404,000円	16,000円	420,000円	
江南市	404,000円	16,000円	420,000円	
小牧市	404,000円	16,000円	420,000円	
新城市	404,000円	16,000円	420,000円	
東海市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
大府市	404,000円	16,000円	420,000円	
知多市	404,000円	16,000円	420,000円	
知立市	404,000円	16,000円	420,000円	
尾張旭市	404,000円	16,000円	420,000円	
高浜市	404,000円	16,000円	420,000円	
岩倉市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
豊明市	404,000円	16,000円	420,000円	
愛西市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
清須市	404,000円	16,000円	420,000円	
北名古屋市	404,000円	16,000円	420,000円	
あま市	420,000円	-	420,000円	一律42万円を支給
日進市	404,000円	16,000円	420,000円	
弥富市	404,000円	16,000円	420,000円	
みよし市	404,000円	16,000円	420,000円	
田原市	404,000円	16,000円	420,000円	
長久手市	404,000円	16,000円	420,000円	